

第2次八尾市地域就労支援基本計画進行管理 体系表

資料②

■生活上の課題(生活上の課題等により労働条件に制限があり、就労実現できないもの) (基本計画 P51～52)

項 目	担当課
就労相談援助体制の充実	
体系番号【100】:地域就労支援コーディネーターによる相談援助体制の整備 就労支援のキーパーソンとして地域就労支援コーディネーターを市内に配置し、就労困難者等が身近に相談できる環境を整えます。	・労働支援課
体系番号【110】:庁内連携体制の構築 庁内で実施している各種相談窓口との緊密な連携を図り、就労支援が必要な就労困難者等をスムーズに地域就労支援センターへ誘導します。 また、全庁的な計画の推進を図るため、ケース会議を活性化し、各課との連絡調整や情報の共有化に努めます。	・人権政策課 ・人権コミュニティセンター ・地域共生推進課 ・生活福祉課 ・障がい福祉課 ・子ども若者政策課
体系番号【120】:他の地域就労支援事業との連携体制の構築 労働支援課で実施している他の就労支援事業(八尾市パーソナルサポート事業及び八尾市無料職業紹介所)との緊密な連携体制を構築し、どの相談窓口に来られた相談者でも、適切な支援を受けることができるよう、体制整備を行います。	・労働支援課
安心して働ける環境の整備	
体系番号【130】:働く環境を整えるための生活支援 仕事と育児や介護の両立を支援するため、施策の充実に努めます。	・高齢介護課 ・子ども若者政策課 ・保育・子ども園課 ・子ども総合支援課 ・子ども施設運営課
体系番号【140】:労働相談の実施 職場でのトラブル解決を支援し、雇用形態の多様化に伴って複雑化している労働者の権利を守り、労働者の特性に応じた雇用の安定をもたらすため、勤労者法律相談等の労働相談を実施します。	・労働支援課
体系番号【150】:職場定着支援の充実 就労後の職場定着を図るため、長期的に助言・指導等の支援を継続するとともに、本人と事業所との調整機能を果たします。	・労働支援課
関係機関・団体、NPO、ボランティア等との連携による協力体制の構築	
体系番号【160】:関係機関・団体とのネットワーク構築 国や府、他市町村、関係団体等との連携を図り、情報の提供やイベントの共同開催など、効果的な事業推進に努めるとともに、地域に根ざした支援を実施するため、自治組織や地域の活動団体、ボランティア等との連携を深めます。 また、ハローワークや官公庁の実施する連絡会議等を積極的に活用し、市で実施している就労支援施策を広報するとともに、広報共有及び広域連携を構築・維持していきます。	・労働支援課 ・地域共生推進課 ・生活福祉課 ・高齢介護課 ・障がい福祉課

■働く意欲(職業観・就労意識の未成熟により就労が実現できないもの) (基本計画 P53～54)

項 目	担当課
職業観・働く意欲の醸成、向上	
体系番号【200】:子どもの発達段階に応じたキャリア教育の推進 急速な社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択できる能力や、しっかりとした職業観を身に付け、社会人として自立していくために、学校教育の段階から発達段階に応じたキャリア教育の推進に努めます。	・学校教育推進課
体系番号【210】:個々の適性を見極めた進路指導(就職指導) 生徒の希望や適性、能力に応じた進路指導を実施し、目的実現のために適切にサポートしていきます。	・学校教育推進課
体系番号【220】:青少年の社会的適応力を高める支援 社会的自立が遅れている青少年の悩みや不安を解消し、自信や意欲を取り戻し、自立に向けた意欲を高めます。	・生涯学習課 ・青少年会館
体系番号【230】:若年者向け就労支援事業との連携 国や府及び市が実施している若年者向け就労支援事業(若者サポートステーション事業、社会的居場所事業等)との連携を図り、職業相談やセミナー及びコミュニケーション訓練等を通じて若者の就労支援を実施します。	・労働支援課 ・青少年会館
体系番号【240】:就労相談等の実施 主体的に就職活動が行えるよう就労相談を実施するとともに、関係機関の事業を活用し、就労意欲の向上を促進します。また、大阪府と連携し、就職面接会の会場等において、労働相談や職業適性診断の機会を提供し、自己理解の促進を支援します。	・労働支援課 ・生活福祉課 ・地域共生推進課

■職業能力(職業能力やキャリア形成が不十分なため雇用・就労が実現できないもの)(基本計画P.55～56)

項目	担当課
教育訓練機会の提供	
<p>体系番号【300】:職業能力開発講座の充実 職業能力の開発を生涯学習の一環として位置付け、職業能力の向上を図る講座を充実させるとともに、就労に必要な基礎的能力や専門的知識・技能を身に付けることを目的とした講座や教育訓練機会の充実に努めます。 また、関係機関・団体が実施する教育訓練に関する情報を収集し、積極的に提供していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課 ・人権コミュニティセンター
<p>体系番号【310】:職業訓練・職場体験機械等の提供 就業のミスマッチを防ぐため、本市をはじめとして、大阪府や商工会議所及び他の就労支援機関等と連携し、職業訓練・職場体験・コミュニケーション訓練(日本語会話訓練を含む)を推進するなかで、事業所の求める実践力を培い、職業観や職場環境に対する理解を促進します。 また、ハローワークと連携してトライアル雇用等の制度を活用し、能力や適性を見極めながら職場定着を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課
職業適性診断等の活用	
<p>体系番号【320】:職業適性診断等の活用 就労困難者の自己決定能力を補い、能力と適性を把握するため、就職面接会等の機会を通じて職業適性診断を有効に活用していきます。また、キャリアカウンセリングや経験能力評価基準等を活用し、就労困難者等の職業能力上の問題把握に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課 ・生活福祉課
<p>体系番号【330】:資格取得支援 職業能力の向上を具体化し、就労困難者等の意欲やモチベーションの維持を図るため、資格の取得を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課 ・こども若者政策課

■環境(労働環境に関する情報が不十分なため就労が実現できないもの)(基本計画P.57)

項目	担当課
求人情報提供体制の充実	
<p>体系番号【400】:ワークサポートセンターの運営 ワークサポートセンターの円滑な運営を図り、地域職業相談室との連携のもと、事業所の雇用ニーズの把握に努め、求人情報提供体制を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課
<p>体系番号【410】:就職面接会等の開催 ハローワークや八尾市無料職業紹介所及び地域の事業所の協力を得て、就職面接会等を開催し、就職機会の拡充に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課
新たな働く場の創出支援	
<p>体系番号【420】:求職情報の提供・発信 企業や事業所等と就労困難者等のマッチング機会を拡大するために、就労困難者等が有するさまざまな資格や能力、技能・技術等を整理し、情報発信できる仕組みについて検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課
<p>体系番号【430】:多様な働き方に関する情報の収集・提供 雇用労働という働き方にとらわれることなく、起業やコミュニティビジネス等、多様な働き方や職域に関する情報を収集し、就労相談や学習機会を通じて提供します。事業所に対しては、多様な働き方に関する情報提供と啓発を行い、労働環境の向上を促進します。 また、中間的就労に対する事業所の理解を深めるための啓発を行い、社会的企業の育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課 ・人権政策課

■働く機会の均等(事業所の理解や支援の不足により就労が実現できないもの)(基本計画P.58)

項目	担当課
情報提供や啓発活動を通じた雇用の場の拡大	
<p>体系番号【500】:各種助成制度に関する情報提供 雇用に関する助成制度の周知徹底を図ることにより、就労困難者等の雇用機会の拡大を促します。特に、特定求職者雇用開発助成金等、障がい者や高齢者の雇用につながる助成制度については、無料職業紹介所等から事業所に対し積極的に情報提供するとともに、活用を促進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課
<p>体系番号【510】:労働法制の周知徹底 労働関連法規や諸制度、先進事例等に関する情報を収集するとともに、その周知徹底を図るため、事業所に対して積極的に情報提供します。 また、労働者向けの法律相談窓口として勤労者法律相談を実施し、労働問題の解決に向けて支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課
<p>体系番号【520】:就職差別解消に向けた取り組み 大阪労働局と連携し、就職差別の解消に向けた公正採用選考の周知徹底に努めます。また、八尾市企業人権協議会と連携し、企業内人権教育の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課
<p>体系番号【530】:仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 労働者が長時間労働を是正し、個々のライフステージに応じた働き方ができるよう、多様な働き方に関する情報を収集し、その普及促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働支援課 ・人権政策課 ・こども若者政策課